

# 【届出内容事前チェックシート】

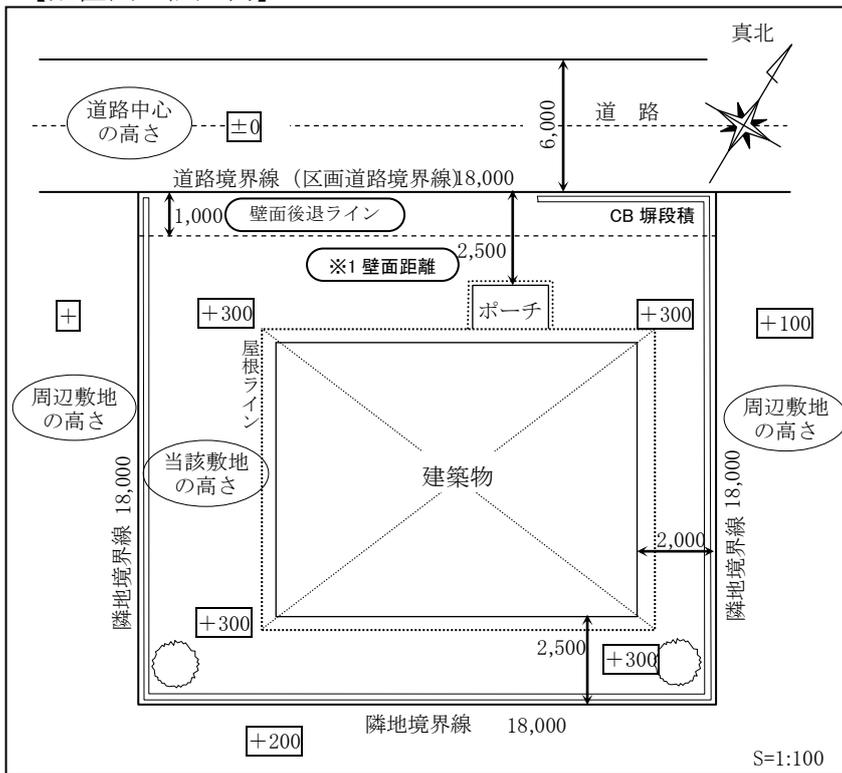
# 高島屋南地区

( ) に数値等を記入し、各制限に適合しているかチェックしてください。

項目	チェック内容	届出者	市
1 用途地域	( 商業地域 )	適・否	<input type="checkbox"/>
2 建築物の用途の制限	用途 : ( ) 建築できない建築物※ <input type="checkbox"/> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供するもの <input type="checkbox"/> マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの <input type="checkbox"/> 倉庫業を営む倉庫 ※建築物の用途の制限は、次に該当する建築物であれば、この限りでない。 <input type="checkbox"/> 地区計画の告示の前日に、上記のいずれかの用途に供する建築物で、引き続き同一の用途に供する場合において、市長が認めたもの	適・否	<input type="checkbox"/>
3 敷地面積	敷地面積: ( ) m <sup>2</sup> …①	適・否	<input type="checkbox"/>
4 建築面積の最低限度 (200 m <sup>2</sup> )	建築面積: (※ ) m <sup>2</sup> ≥ 200 m <sup>2</sup> …② ※建築面積の最低限度(200 m <sup>2</sup> )は、次に該当する建築物で、市長が認めたものであれば、この限りでない。 <input type="checkbox"/> 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であって、階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない建築物で、容易に移転し、又は除却することができるもの <input type="checkbox"/> 公衆便所、巡査派出所、公共用歩廊その他これらに類するもの	適・否	<input type="checkbox"/>
5 建蔽率の最高限度(80%)	建築面積 : ( ) m <sup>2</sup> …② 建蔽率 : (② ) m <sup>2</sup> / (① ) m <sup>2</sup> × 100 = ( ) % ≤ 80% (※角地緩和の場合:90%、耐火建築物(角地含む)の場合:100%)	適・否	<input type="checkbox"/>
6 容積率の最高限度(600%) 最低限度(200%)	建築物の延べ面積: ( ) m <sup>2</sup> …③ 容積率算定の根拠となる対象延べ面積 : ( ) m <sup>2</sup> …④ 容積率: (④ ) m <sup>2</sup> / (① ) m <sup>2</sup> × 100 = 200% ≤ (※ ) % ≤ 600% ※容積率の最低限度(200%)は、次に該当する建築物で、市長が認めたものであれば、この限りでない。 <input type="checkbox"/> 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であって、階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない建築物で、容易に移転し、又は除却することができるもの <input type="checkbox"/> 公衆便所、巡査派出所、公共用歩廊その他これらに類するもの	適・否	<input type="checkbox"/>
7 壁面の位置の制限	建築物の壁面から道路境界線までの距離 : (※ ) m ≥ 1m (壁面とは、建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面をいう。) ※壁面の位置の制限(1m ≤)は、次に該当する建築物で、市長が認めたものであれば、この限りでない。 <input type="checkbox"/> 建築物の高さ 4m を超える部分 <input type="checkbox"/> 公衆便所、巡査派出所、公共用歩廊その他これらに類するもの	適・否	<input type="checkbox"/>
8 建築物等の形態又は意匠の制限	<input type="checkbox"/> 建築物等は周辺環境と調和する形態及び意匠とし、色彩は派手な原色が主体とならないよう、統一感を持たせたものとする。	適・否	<input type="checkbox"/>

9	その他	地区計画の届出にあたり、以下の項目についても手続きが必要な場合があります。 <input type="checkbox"/> 都市計画法第 53 条の手続き 【窓口：都市計画課】 <input type="checkbox"/> その他市街地再開発事業区域内に必要な手続き 【窓口：市街地再開発課 他】	□	□
---	-----	---	---	---

【配置図の記入例】



※1【壁面の位置の制限】

→一般国道 157 号の道路境界線又は区画道路 1 号の境界線から壁面までの距離を記載する。